

令和8年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金のご案内(通常分)

高校生等がいる低所得世帯及び中所得世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、給付金を支給します。この給付金は**返済不要**です。

1 対象者および給付額

制度の詳細はリーフレットや裏面でご確認ください。

今年度から年収490万円未満の世帯まで範囲が拡大されました。

対象世帯となるかわからない場合は、申請してください。

対象世帯
拡大

! 申請される方は必ずご確認ください。

- 税末申告の保護者等は税申告を行ってください。※控除対象配偶者の方も税申告が必要です。
- 保護者のいずれかが国外在住等により、保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は対象外となります。

2 申請の流れ 令和8年9月9日(水)まで

STEP1 意向登録・オンライン申請

パソコン、スマートフォンから以下のURLまたは二次元コードにアクセスし、①申請の意向登録、②受給資格認定の申請(①で申請すると回答した方のみ)を行ってください。

関有知高校奨学給付金オンライン申請フォーム

<https://logoform.jp/form/T8mB/1745301>

申請にはログインID、パスワードの入力が必要です。

全員対応
ください



STEP2 添付書類を学校へ提出

別添の「添付書類確認票」により提出が必要な書類をご確認いただき、確認票と必要書類をあわせて学校へ提出してください。

- 追加で書類の提出を依頼する場合があります。

3 個人番号カード等の取扱いについて

岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号カード等を使用し道府県民税所得割額、市町村民税所得割額及び生活保護関係情報を確認します。

4 給付金の支給

12月末までに、申請者(保護者等)名義の預金口座に振り込みます。

- 早期支給をご希望する場合は学校にご連絡ください。
- 未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、学校長が受領して充当することがあります。

家計急変支援について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの家計急変事由が発生したことで、従前得ていた収入を得ることができない場合に支援を受けることができます。家計急変事由が発生した際は、学校へ相談してください。

ご不明な点は、学校へご連絡ください。 TEL0575-23-1675